

無料個別相談日のご案内

商工会では、下記の日程により無料個別相談を行いますので、この機会にぜひご利用ください。

テーマ	日時	相談員	内容	場所
経営相談	5月11日(火) 午後1時～4時	黒野秀樹 中小企業診断士	新たに事業を始めたい、今の事業を見直したいをはじめ経営に関するあらゆる相談	豊能町 商工会館
登記・法律相談	5月12日(水) 午後1時～4時	青山昌仁 司法書士	会社の設立・増資、不動産の登記等に関する相談、債権回収等に伴う法律相談	
税務・経理相談	5月13日(木) 午後1時～4時	畑中啓三 税理士	日々の記帳から決算まで税務・経理等に関するあらゆる相談	
労務相談	5月19日(水) 午後2時～4時	森啓治郎 特定社会保険 労務士	従業員の採用・退職・解雇に係る諸問題、社会保険・労働保険など労務に関するあらゆる相談	

* ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはEメールで下記まで事前予約して下さい。希望により出張相談も受け付けます。

* 商工会では、上記のほか経営指導員によるあらゆる相談・指導を常時行っています。ご希望の方は、お気軽にお申し出下さい。

相談申込書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

氏名：	テーマ名：
事業所名：	希望時間帯（1時間単位でお願いします）
住所：豊能町	：
電話番号：	～

豊能町商工会

豊能町余野1008

Tel. 739-1647 Fax. 739-2285

E-Mail toyono@gold.ocn.ne.jp

マル経融資（コロナ別枠）のご案内

新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受け、最近1か月間の売上高又は過去6か月（最近1か月を含む。）の平均売上高が5%以上減少している事業者又はこれと同様の状況にある事業者に、別枠で融資します。

融資限度額 : 2,000万円 コロナ別枠 1,000万円
 返済期間 : 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
 基準金利 : 1.21%より当初3年間、▲0.9%引下げ
 条件により利子補給制度も適用されます。（個人5%以上減少、法人15%以上減少）
 返済期間 : 設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
 利率 : 1.21%（4月28日現在）
 新型コロナウイルス感染症対応特別貸付の取扱いは令和3年6月末までの予定です。

一人でも雇ったら、入ろう。労働保険

労働保険（労災保険・雇用保険）は、労働災害や失業等が発生した際に、保険給付等を行う事により労働者の福祉の向上・増進を図るための政府が管掌する保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業所となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険を納付しなければなりません。

パート、アルバイト、契約社員、派遣労働者等の呼称にかかわらず、雇用保険の適用範囲は、以下のとおりとなります。

- ・ 31日以上雇用見込みがあること。
- ・ 1週間の所定労働時間（残業時間を含まない）が20時間以上であること。

令和3年度の労災保険料率、雇用保険料率の変更はありません。

商工会では、労働保険事務組合の認可を受けて、事業所の労働保険の加入手続き代行を行っています。事務組合に委託を行うと、事業主や家族従業員の労災保険への特別加入や、一人親方の労災加入の特例等が利用できます。

協会けんぽからのお知らせ

令和3年3月分（4月納付分）から健康保険料率、介護保険料率が次のように変わります。

健康保険料率 10.22% ⇒ 10.29%
 介護保険料率 1.79% ⇒ 1.80%（40歳から64歳までの方）

新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」に伴う飲食店への要請について

【区域】 大阪府全域

【期間】 令和3年4月25日～5月11日

内訳		要請内容
【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）	酒類の提供又はカラオケ設備提供をする場合	施設の休止
【遊興施設】バー、キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・漫画喫茶等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	酒類の提供又はカラオケ設備提供をしない場合	営業時間短縮（20時まで）
【カラオケ】カラオケ店（食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む）		

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊能町商工会

豊能町余野1008 Tel. 739-1647 Fax. 739-2285

E-Mail: toyono@gold.ocn.ne.jp